

使用料・手数料の見直しに関する 基本方針



令和6年8月
盛岡市

目 次

1	策定の趣旨	1
2	受益者負担に関する基本的な考え方	1
	(1) 受益者負担の原則	1
	(2) 本方針の対象範囲	1
	(3) 算定方法の明確化	2
	(4) 減免制度の統一化	2
	(5) 公用使用による受益者負担割合の補正	2
	(6) その他	2
3	共通事項	3
	(1) 見直し周期	3
	(2) 料金単位	3
	(3) 激変緩和措置	3
4	使用料	4
	(1) 対象経費（原価）の範囲	4
	(2) 受益者負担割合	4
	(3) 算定方法	5
	(4) 付帯設備等に係る取扱い	7
	(5) 減免制度に係る基準	7
	(6) 留意事項	8
5	手数料	9
	(1) 対象経費（原価）の範囲	9
	(2) 受益者負担割合	9
	(3) 算定方法	9
	(4) 減免制度に係る基準	10
	(5) 留意事項	10
6	その他	10
	(1) 無料施設の取扱い	10

1 策定の趣旨

盛岡市総合計画の実施計画では、自治体経営の取組において「健全な財政の実現」として、中長期にわたり計画的な収支のバランスを図ることにより健全な財政運営の実現を目指すこととし、主な取組の一つとして「受益と負担の公平性の観点から、使用料・手数料を適時適切に見直します」としています。

これを受けて使用料・手数料についてはこれまでも4年ごとに、かかる費用と各料金収入のバランスが適当なのか検証を行ってきたところですが、料金の見直しによる利用者への直接的な影響や、近年では新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響を勘案し、減免規定の見直しや利用者の増に係る検討を優先し、個々の使用料や手数料を見直すまでには至りませんでした。

そのような中、令和5年9月に作成した「盛岡市中期財政見通し」において、大幅な財源不足が生じる見込みとなったことなどを踏まえ、改めて受益者負担※の適正化に係る検討が必要であると判断し、今後の作業を進めるに当たって、今般、新たに使用料・手数料の見直しに係る基本方針を定めることとしたものです。

※受益者負担…特定の利用者が特定のサービスの提供を受ける場合に、利用する人と利用しない人の負担を公平にする観点から、その利用者に対して受益の範囲内で負担を求める考え方

2 受益者負担に関する基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則

市が提供する様々なサービスに要する費用は、市民からの税收等を基にした公費（市民全体）で負担されています。使用料・手数料の設定に当たっては、利用する人と利用しない人の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保する必要があります。

(2) 本方針の対象範囲

受益者負担の適正化については、地方自治法第225条の規定に基づき公の施設の利用につき徴収する使用料、地方自治法第227条の規定に基づき特定の者のためにする行政サービスに対し徴収する手数料について、本基本方針（以下「方針」という。）を基準とし、見直しを図るものとします。

ただし、法令や政令等により基準等が定められている次のもののほか、公営企業に関するものについては、本方針に定める算定方法による料金設定が適切でないと考えられるため、別の方法により料金設定を行うものとします。

ア 政令に定めのあるもの

地方公共団体の手数料の標準に関する政令により標準額が定められている手数料については、特段の事情がない限り政令に従い、料金を設定します。

【例】戸籍事務手数料、自動車臨時運行許可手数料

イ 対象とすべき経費が存在しないもの

土地や建物の貸付料としての性格が強い使用料は、本来の施設提供の目的外利用である場合が多く、原価となるべき経費がそもそも存在しないことから、土地や建物の価値や市場における同種の取引の状況を参考にするなど、貸付料の算定方法に準じるように料金を設定します。

【例】道路占用料、公園使用料、行政財産目的外使用料等

ウ その他、別の基準により定められているもの

岩手県の条例に準拠して料金を設定しているものなど、別の基準により料金を定めているものについては、原価計算に基づく料金設定の対象外とします。ただし、当該基準で定められている料金についても、料金設定が適切かの検証を行うとともに、可能な限り業務の見直しや効率化により経費節減に努めこととします。

【例】屋外広告物許可手数料、建築確認申請等手数料

(3) 算定方法の明確化

受益者負担の原則に基づき受益者に応分の負担を求めるためには、その理解を得るために透明性と公平性を担保する必要があります。そこで、施設利用や役務の提供に係る行政コスト（原価）を明らかにし、透明性を確保するとともに、市が提供するサービスの必需性や施設の性質によって利用する人が受ける利益も異なることから、受益者負担と税収等を基にした公費（市民全体）負担について、受益者の負担割合を分かりやすく分類し、受益と負担の公平性の観点から、その分類ごとに一定の受益者負担を求め、公平性を担保することとします。

【受益者負担額の基本的な算定式】

$\text{受益者負担額} = \text{対象経費(原価)} \times \text{サービスの必要性} \cdot \text{施設の性質ごとの受益者負担割合}$

(4) 減免制度の統一化

現在の減額・免除の制度は、施設ごとの基準により、使用料の減額又は免除が認められてきましたが、減額・免除による減収分は、施設を利用しない人も含めた税収等によって賄うこととなるため、その適用は慎重に行う必要があります。

減額・免除に当たっては、受益と負担の公平性の観点から、施設間で取扱いが異なることのないよう、統一化を図ることとします。

(5) 公用使用による受益者負担割合の補正

市が直接使用又は市の事業で利用される分については、受益者負担割合に公用使用分の率を乗じた額を受益者が負担すべき料金として取り扱うものとします。

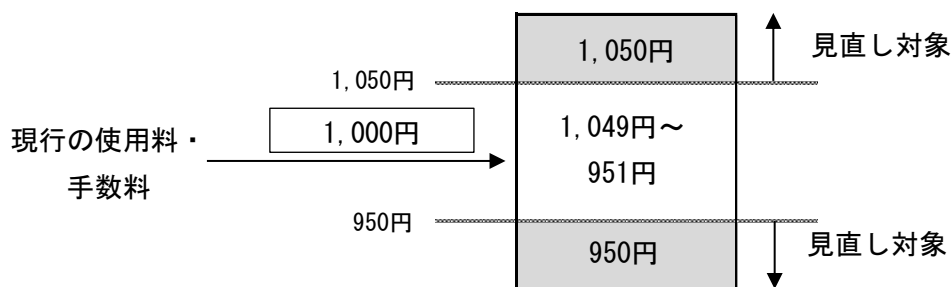
(6) その他

受益者負担の考えのもとでは、人件費や維持管理経費が原価計算の基礎となることから、市は可能な限り業務の見直しや効率化により経費節減に努め、原価の削減を図るとともに、稼働率を増加させ、収入増を図ることとします。

3 共通事項（使用料・手数料）

(1) 見直しの周期

ア 市民ニーズや社会情勢の変化により、行政サービスの提供方法やそれに要する経費等にも変化が生じることが想定されるため、使用料・手数料の見直しは定期的に行う必要があります。見直しの実施時期については、原則として、4年ごとに各施設で本来受益者が負担すべき料金と現行料金に乖離が生じていないかを、直近3年分の実績を基に検証し、5%以上の乖離が生じている施設については、適時適切に見直しを行うこととします。



イ 新規に設定された使用料・手数料は、その後、全体の見直しサイクルに合わせて見直しを行うこととします。この場合、料金の設定から次期見直しサイクルまで2年に満たない場合は、見直しを行わないこととします。

ウ 指定管理者制度を導入している施設（利用料金制を導入していない施設を除く。）の使用料の改定については、基本協定の締結期間中であっても、指定管理者との協議により改定後の使用料の適用が可能な場合は、使用料の改定を行うこととします。

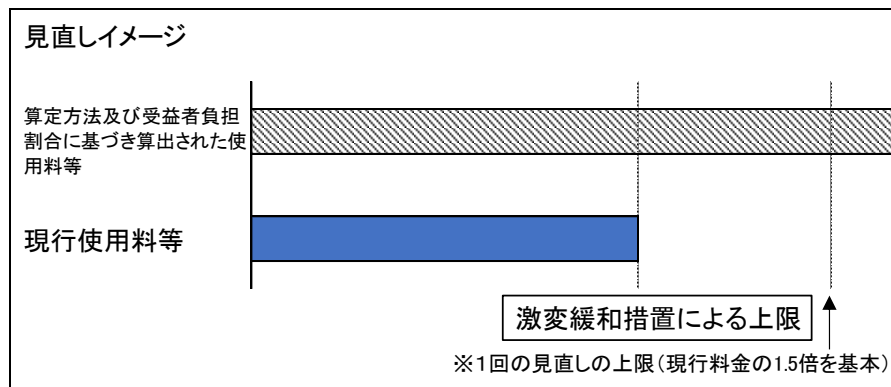
ただし、基本協定の締結期間中に指定管理者との協議により、使用料の改定が困難な場合は、次回の基本協定締結時に行うこととします。

(2) 料金単位

新たに算定された料金と現行料金の乖離をできる限り小さくすること及び利用者の利便性を確保するとともに、事務の煩雑化を防ぐため、料金の単位は原則として10円単位とします。なお、算定の結果として10円未満の端数が生じた場合は切り捨てることとします。

(3) 激変緩和措置

料金の見直しによって、利用者の負担が増える場合は、急激な負担増加とならないよう、現行料金の1.5倍を上限額の基本とします。



4 使用料

(1) 対象経費（原価）の範囲

ア 対象の項目※

区 分 等	内 容
人件費	施設の受付や維持管理用に従事する職員に要する経費
給料	サービスに従事する正職員などの給与等
福利厚生費	※ 人件費は、各年度の人事異動等で料金原価が左右されないよう、各年度の平均給与年額（福利厚生費を含む。）を用いて算定
職員手当等	
物件費	施設の維持管理やサービス運営に要する経費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、物品等修繕料等
役務費	通信運搬費、火災保険料、手数料等
委託料	施設・設備の保守点検、清掃等
使用料及び賃借料	複写機、パソコン等機械類のリース料、土地賃借料等
備品購入費	（減価償却費に該当するものを除く。）
旅費	講師旅費、交通費等
補助費等	
報酬費	講師謝金等
負担金	施設管理に関する負担金等
修繕費	施設や設備の修繕費等（大規模修繕費を除く。）
その他受益者が負担すべきと考えられる経費	

※ 消費税（地方消費税を含む。）を含む。

イ 対象外の項目

内 容
土地の取得に要する経費
施設の建設や大規模改修等に要する経費（減価償却費に該当するもの）
施設整備と一体に設置する大型備品の設置に要する経費
一時的な行政需要に対応するための経費や不規則的に支出される経費（災害対応、周年イベント等）

(2) 受益者負担割合

受益者負担の原則により、受益者には応分の負担を求めますが、公の施設は多種多様にわたり、施設ごとに設置目的や、提供されるサービスの内容が異なります。そのため、施設の特性に応じて、利用者と行政が関与する割合（受益者負担と公費負担の割合）を定め、施設を利用する人と利用しない人の均衡を図ることとします。

受益者負担割合の設定に当たっては、施設ごとに行政の関与すべき度合いを、そのサービスが日常生活で必ず必要かどうか（必需性）と民間で提供することが可能かどうか（代替性）の2つの観点から負担割合を設定することとします。

ア 施設サービスの分類

(ア) 必需性に関する基準

必需的 … 市民の日常生活において必要性が高いサービス

選択的 … 基礎的なサービス以上のものや必要性が個人の価値観や嗜好によって異なるサービス

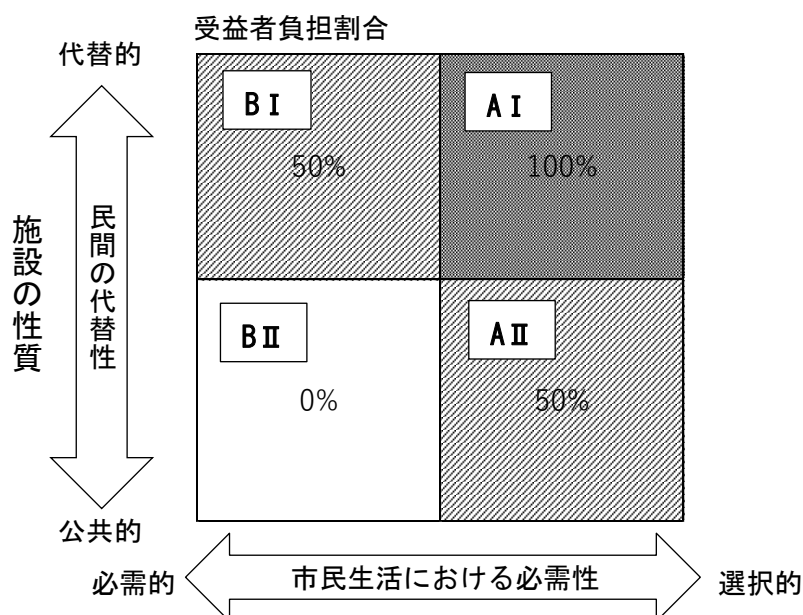
(イ) 代替性に関する基準

公共的 … 民間による提供が困難であり、主に行政が提供すべきサービス

代替的 … 民間による提供が可能又は期待できるものや、行政と民間で競合しているサービス

イ 施設サービスの分類別の負担割合

公共的で民間では提供されにくいものの、全ての市民が日常生活において必要性が高いサービスについては、受益者負担割合を低く、一方、民間でも類似のサービスが提供され、特定の市民が利用する選択的なサービスについては、受益者負担割合を高く設定することとします。



主な分類別の施設（例）

- 【A I】 駐車場、テニスコート、プール、観光施設
- 【A II】 文化会館、スポーツ施設、公民館・地区公民館
- 【B I】 墓園
- 【B II】 道路、河川、図書館、公園、小中学校

(3) 算定方法

ア 一定の場所を専用に貸し出す場合の使用料

会議室、ホール、屋外運動場等の一定のスペースを利用者に提供する性質の施設は、1㎡当たりの時間単価を算出し、使用する面積に応じて1室（面）当たりの単価を算出します。（原価は小数第三位以下四捨五入、使用料は10円未満切り捨て）

$$\cdot 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの年間原価} = \frac{\text{対象経費}}{\text{延床面積}}$$

- ・ 1 時間当たりの時間原価 $= \frac{1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの年間原価}}{\text{年間利用可能時間}}$
- ・ 1 室(面)当たりの時間原価 $= 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの時間単価} \times \text{利用面積}$
- ・ 1 室(面)当たりの使用料 $= 1 \text{ 時間当たりの原価} \times \text{利用時間} \times \text{受益者負担割合}$

【例】施設の会議室を4時間利用する場合の使用料

	貸出部分		貸出部分以外		延床面積
	体育館	会議室	事務室	共用部分 (廊下等)	
面積	600m ²	300m ²	100m ²	200m ²	1,200m ²

- ・ 施設全体の原価…5,000,000円
- ・ 年間開館時間…2,400時間
- ・ 受益者の負担割合…50%
- ・ 延床面積…1,200m²
 - a 1 m²当たりの年間原価=5,000,000円÷1,200m²≒4,166.66円/m²
 - b 1 m²当たりの時間原価=4,166.66円/m²÷2,400時間≒1.74円/m²・時間
 - c 1 室(面)当たりの時間原価=1.74円/m²・時間×300m²×1時間=522.00円/時間
 - d 1 室(面)当たりの使用料=522円/時間×4時間×50%=1,040円/室

イ その他の使用料

不特定多数の個人が同時に利用する施設等は、次により、1人1回当たりの原価を算出し、それに対して受益者負担割合を乗じて、1人1回当たりの使用料を算出します。

$$1 \text{ 人当たりの原価} = \frac{\text{対象経費}}{\text{年間利用者数}}$$

$$1 \text{ 人当たりの使用料} = 1 \text{ 人当たりの原価} \times \text{受益者負担割合}$$

【例】プールの使用料

- ・ 施設全体の原価…20,000,000円
- ・ 年間利用者数…20,000人
- ・ 受益者の負担割合…100%
 - a 1 人当たりの原価=20,000,000円÷20,000人=1,000円/人
 - b 1 人当たりの使用料=1,000円×100%=1,000円/人

ウ 按分について

複数の施設や事務に係る経費を一括で経理している場合は、それぞれの施設や事務の占める割合に応じて按分して原価に含めることとします。特に、建物に関しては貸出部分の経費と共有部分の経費の一部（共有部分の経費を貸出部分と非貸出部分の面積で按分した経費）を合算したものとします。

エ その他

上記により原価計算を行うことが適当でない場合は、受益者負担の原則に基づき、適切な方法により原価計算を行うこととします。

(4) 付帯設備等に係る取扱い

ア 冷暖房設備に係る料金設定

適切な利用環境を保つために冷暖房の利用が必要不可欠になっている現状（夏の熱中症対策や冬の防寒対策等）を踏まえ、原則、冷暖房の利用に伴う加算は行わないこととします。

イ 備品等の附属設備に係る料金設定

附属設備、貸出備品等に係る使用料については、部屋の利用など備品の利用状況を精査した上で、施設の設置目的と特性に応じて、同種・類似のものとの均衡を図りつつ、受益者負担の原則に基づき個別の算定方法により適切な料金を設定することとします。

なお、基本的な機能以外の特殊な設備、備品については、別に使用料を設定できるものとします。

(5) 減免制度に係る基準

減免制度の基準については、以下に該当する場合のみ減額・免除することができるものとします。ただし、減免の適用は、受益者負担の原則から、慎重に取扱う必要があることから、利用目的がそもそもの施設の設置目的に合致することが前提となります。

ア 全施設共通の基準

- (ア) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき
- (イ) 市の執行機関又は当該施設を管理する指定管理者が本来の業務遂行のために使用するとき
- (ウ) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が保育活動又は教育活動のために使用するとき
- (エ) 町内会や老人クラブ等がコミュニティ活動のために使用するとき
- (オ) 障害者手帳の交付を受けている利用者及び当該利用者の介護を行うものが使用するとき
- (カ) その他市長が特に必要と認めるとき
（施設の設置目的を考慮し、特別の事情があると認めるとき）

イ 施設ごとの基準

全施設共通基準に加え、各施設において減額・免除の対象を定める場合は、政策的・特例的措置として限定適用されるものであることを十分に考慮し、施設の設置目的に沿った利用であるかや、受益と負担の公平性の観点を踏まえ、最小限の範囲で設定できるものとします。

ウ 減免率の設定

減免率については、分かりやすい料金設定とすることが望ましいことから、原則、減額(50%)又は免除(100%)の2段階とします。

(6) 留意事項

ア 同種同等施設の取扱い

公民館・体育館等、同じ機能・用途の施設が複数設置されている場合は、利用者の利便性や公平性の確保のため、施設ごとに算出したコストの合計を平均化するなどし、使用料を設定できるものとします。

イ 利用実態等を勘案した料金設定

施設の利用実態に応じて、各種条件により料金差を設定できるものとします。

(ア) 時間帯別

貸出時間単位については、利用実態等を勘案し、利用者にとって利便性の高い設定となるよう設定できるものとします。

(イ) 営利目的、非営利目的別の料金設定

営利目的、非営利目的ごとに料金を設定できるものとします。

また、営利目的の場合においては、本来、受益者負担を必要としない施設であっても、使用料を設定できるものとします。

(ウ) 市内、市外利用者別の料金設定

公共施設は、市民の財産であり、土地の取得に要する経費、施設の建設や大規模改修等に要する経費（減価償却費を含む。）は、使用料原価に含めておらず、市民からの税收等を基にした公費によって賄っている状況を考慮し、市民以外の利用者に対しては、原則、適切な受益者負担を求めることとします。

なお、団体利用の場合は、利用者が構成員に占める割合により判断することを基本とします。

ウ 民間施設等の料金との調整

算定した使用料が民間施設等の料金と比較して著しく高い又は低いことにより、利用の低下や民業圧迫等につながるものが懸念される場合は、民間施設等の料金を考慮し、使用料を設定できるものとします。

5 手数料

(1) 対象経費（原価）の範囲

ア 対象の項目^{※1}

区 分 等	内 容
人件費	手続きなどの受付、案内等に従事する職員に要する経費
給料	サービスに従事する正職員などの給与等
福利厚生費	※ 人件費は、各年度の人事異動等で料金原価が左右されないよう、各年度の平均給与年額（福利厚生費を含む。）を用いて算定
職員手当等	
物件費	サービス運営に要する経費
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	通信費等
委託料	各種行政システムの保守等
使用料及び賃借料	複写機、パソコン等機械類の賃貸借料 ^{※2} 、土地賃借料等
旅費	講師旅費、交通費等
その他受益者が負担すべきと考えられる経費	

※1 消費税（地方消費税を含む。）を含む。

※2 各種行政システムの更新等で一定期間に多額の費用が計上される場合は、次期更新までの期間など、算定に合理性がある期間で按分した経費のみを、原価計算に用いる対象経費に含めることができるものとします。

(2) 受益者負担割合

手数料は特定の人のために提供した役務の対価であるという性質から、その受益者負担割合は、原則 100%とします。

(3) 算定方法

ア 役務の提供に係る 1 件当たりの単価

役務の提供に必要な年間の原価を算出し、1 件当たりの処理に必要な単価を算出します。（原価は小数第三位以下四捨五入、使用料は10円未満切り捨て）

$$\text{年間の原価} = 1 \text{ 分当たりの人件費} \times \text{処理時間(分)} \times \text{処理件数} + \text{人件費を除く経費}$$

$$1 \text{ 件当たりの単価} = \frac{\text{年間の原価} \times \text{受益者負担割合}}{\text{処理件数}}$$

【例】〇〇発行手数料

- ・発行原価

(1分当たりの人件費53円×1件の処理時間5分) + (システム委託料等費用6,000,000円)

- ・年間利用者数…10,000件

- ・受益者の負担割合…100%

a 年間の原価 = (53円 × 5分 × 10,000件) + 6,000,000円

b 1件当たりの単価 = 8,650,000円 × 100% ÷ 10,000件 = 865円/件

※令和4年度平均給与年額（共済費を含む。）から算出

イ その他

上記により原価計算を行うことが適当でない場合は、受益者負担の原則に基づき、適切な方法により原価計算を行うこととします。

(4) 減免制度に係る基準

減免制度の基準については、以下に該当する場合のみ全部又は一部を免除することができるものとします。

ア 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの

イ 国若しくは地方公共団体又はこれらの職員が職務上必要とするもの

ウ 市長が特に必要であると認めたもの

(5) 留意事項

ア 近隣自治体の料金との調整

近隣自治体の料金を考慮するなど、自治体間で不均衡な料金設定とならないよう、手数料を設定できるものとします。

イ その他の調整について

本市が政策的に推進する必要があるものについては、手数料の調整を行うことができるものとします。

6 その他

(1) 無料施設の取扱い

現在無料であるサービスにおいても、同種同類の有料サービスがある場合や受益者に負担を求める必要があるものについては、本方針に基づき、受益と負担の公平性の観点から見直しを検討することとします。



もりおか
暮らし物語
MORIOKA BRAND

〒020-8530

岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市財政部財政課

019-626-7515